

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

静 岡 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	…	1
1	静岡市の概要	…	1
2	静岡市の農業の概要及び現状	…	1
3	農業経営体の現状と課題	…	2
4	静岡市における農業の目標	…	2
5	農業経営基盤強化のための方策	…	3
6	企業等の農業参入支援	…	4
第2	農業経営の規模、生産方式、管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	…	5
第3	農業経営の規模、生産方式、管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	…	15
第4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	…	20
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	…	20
2	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成の考え方	…	21
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	…	22
4	就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	…	22
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	…	24
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項	…	24
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	…	24

第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	…	25
1	地域計画推進事業に関する事項	…	26
2	利用権設定等促進事業に関する事項	…	27
	(1)利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	…	27
	(2)利用権の設定等の内容	…	29
	(3)開発を伴う場合の措置	…	29
	(4)農用地利用集積計画の策定期間	…	29
	(5)要請及び申出	…	30
	(6)農用地利用集積計画の作成	…	30
	(7)農用地利用集積計画の内容	…	31
	(8)同意	…	32
	(9)公告	…	32
	(10)公告の効果	…	32
	(11)利用権の設定等を受けた者の責務	…	32
	(12)農業委員会への報告	…	32
	(13)紛争の処理	…	32
	(14)農用地利用集積計画の取消し等	…	33
3	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	…	34
4	基盤整備を契機とした農用地の利用集積の促進	…	34
5	農用地利用改善事業に関する事項	…	34
	(1)農用地利用改善事業の実施の促進	…	34
	(2)区域の基準	…	34
	(3)農用地利用改善事業の内容	…	34
	(4)農用地利用規程の内容	…	34
	(5)農用地利用規程の認定	…	35
	(6)特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	…	35
	(7)農用地利用改善団体の勧奨等	…	36
	(8)農用地利用改善事業の指導、援助	…	37
6	農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	…	37
	(1)農作業の受委託の促進	…	37
	(2)農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	…	37
7	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	…	38

8	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	…	38
	(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み	…	38
	(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み	…	38
	(3)関係機関等の役割分担	…	39
9	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	…	39
	(1)農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	…	39
	(2)推進体制等	…	39
第7	その他	…	41
別紙1	(第6の2の(1)⑥関係)	…	42
別紙2	(第6の1(2)関係)	…	43

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 静岡市の概要

本市は、年間を通じて温暖な気候に恵まれ、約68万人の人口を抱える政令指定都市である。また、東西約50km、南北約83kmに及ぶ広大な面積は1,411.93km²と全国の市町村の中でも第5位の広さを誇り、山間部から沿岸部まで豊かな自然環境に恵まれているほか、芸術の源泉と信仰の対象である世界文化遺産・富士山の構成資産の1つとして登録されている「三保松原」や、ユネスコエコパークとして登録されている「南アルプス」など、世界に認められた自然や文化を有している。

また、首都圏と中京圏の中間に位置する本市は、古くから交通の要衝として重要な役割を果たしており、東海道新幹線の駅や東名高速道路、新東名高速道路のインターチェンジ等が整備されている。近年では、中部横断自動車道の開通により山梨県やその周辺地域との結びつきが一層強化され、観光や物流による人やモノの交流がより一層活性化されることが期待されている。

2 静岡市の農業の概要及び現状

本市の農業は、年間を通じた温暖な気候や特色ある地形を有効活用しながら行われているが、南部地域、都市近郊地域、中部山沿い地域、山間地域の4つの地域に大別することができる。

駿河区から三保半島にかけての海岸線に沿った地域からなる南部地域では、温暖な気候条件を活かし、枝豆、トマト、葉生姜等の施設野菜や石垣イチゴによる観光イチゴ狩りのほか、駿河区の西部では桃などの落葉果樹の生産が行われている。

都市近郊地域では、市街化区域内農地を活用した露地野菜や施設野菜の生産が行われているほか、その周辺地区においては傾斜を活用した茶や柑橘が生産されている。

安倍川中流域に位置する美和地区や、藁科川流域に位置する藁科地区、清水区の庵原、興津、由比、蒲原の各地区からなる中部山沿い地区は、本市の中核的な樹園地農業地帯であり、温州みかんなどの柑橘や茶の栽培を主体に、平坦地では、イチゴやトマトなどの施設野菜、バラなどの施設花き、自然薯などの生産が行われている。

葵区の大河内、梅ヶ島、玉川、清沢、大川の各地区や清水区の小島、両河内地区からなる山間地域は、茶やワサビ、筍などの生産が古くから行われている。

このような中、本市の基幹作目である「茶」は、園地の大半が傾斜地であるため、農作業の効率化が難しいことや、市場価格の低迷が続いていることから、難しい経営を強いられている。その一方で、安定した農業経営を実現するため、茶を補完する作物として、自然薯や花木の生産を行う地域もある。

一方、柑橘については、基盤整備事業の推進により、農作業の効率化や機械化等による省力化に適した基盤の整備が進み、大規模な経営を行う経営体が育成されてきて

いるほか、市場価格も比較的安定していることから、新たな産地展開が期待されている。

施設野菜、施設花きについては、燃油及び生産資材の高騰による影響を受けているが、新たな販路の開拓や高付加価値化などにより、販売力を強化することで収益を確保している。

3 農業経営体の現状と課題

本市の農地は、その大半が山間傾斜地であるほか、限られた平坦農地も都市化の進展による改廃、非農地との混在化が進行するなど、効率的かつ安定的な農業を営むには条件的に不利な面が多い。

直近の農林業センサスによると、平成 28 (2015) 年から令和 2 (2020) 年の 5 年間で、市内の総農家数は 6,906 戸から 5,690 戸 (△17.6%) に減少した。このうち、販売農家数は 3,678 戸から 2,725 戸 (△25.9%) に減少し、静岡県全体の減少率である 23.3%を上回る結果となった。さらに、65 歳以上の基幹的農業従事者 (仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員数) の割合も 4.5%の増であり、高齢化等による農業者の減少は今後も続くことが想定され、新たな担い手の確保や次世代への着実な経営の継承は喫緊の課題となっている。

また、デジタル技術が急速な発展を遂げる中において、農業者の高齢化や減少に対応し、生産性の向上や農業の成長産業化を促すため、スマート農業の実用化に向けた検討や、仕事と農業を半分ずつ行う「半農半X」などの多様な担い手の確保を進めていくことも課題として挙げられる。

このような課題に対応し、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものであることや、その可能性を明確に示すため、本市の農業の特性を踏まえた農業経営体の育成の方向は下記のとおりとする。

4 静岡市における農業の目標

このような現状に対応するため、農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう概ね 10 年後の将来の目標を明らかにし、農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。) 第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体 (以下「認定農業者」という。)、新規就農者などの次世代を担う人材や雇用されて農業に従事する者など農業を担う者を適切に確保・育成する。

また、生産性と持続性を兼ね備えた経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を支援するとともに、経営の内容に応じた規模拡大や生産性の向上、経営の合理化等により、持続可能な農業の実現を目指していく。

本市における、農業経営の安定と発展を目指し農業を主業とする農業経営体が達成

すべき農業経営改善計画における経営の指標について、家族経営の場合は、地域における他産業並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり）500万円以上の水準を実現できるものとし、法人経営の場合は、農業及び農業に関連する事業の収入（主たる農業従事者1人あたり）1,000万円以上の水準を実現できるものとする。併せて、年間労働時間については、主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度の水準を実現できるものとして、営農類型を設定し、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が達成すべき法第14条の4第1項に定める青年等就農計画における経営の指標は、農業を主業とする農業経営体としての定着が見込めるよう農業経営開始から5年後の年間農業所得300万円以上、年間労働時間2,000時間程度の水準を実現できるものとする。また、認定を受けた青年等（以下、「認定新規就農者」という。）の計画の達成に向けて支援するとともに、認定期間満了後は認定農業者に移行できるよう促すとともに、このような青年等を確保し、育成していくためには、就農相談から就農（経営定着）までの細やかな支援をしていくことが重要である。このことから、新たに農業経営を営もうとする青年等を法第19条の規定に基づく農業経営の基盤強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）に農業を担う者として位置付け、農業委員会や農地中間管理機構による農地の利用調整や、農業協同組合等による技術面や経営面についての重点的な指導を実施することで、将来的に効率的かつ安定的で持続可能な農業経営体へ誘導していく。

5 農業経営基盤強化のための方策

本市は、本市の農業を担う者が、その農業経営の発展を目指すための措置を支援するため、法第17条第1項に定める農業経営基盤強化促進事業（以下「農業経営基盤強化促進事業」という。）のほか、その他の措置を総合的に実施することで、意欲ある担い手の確保に取り組む。さらに、スマート農業等の先端技術を活用した効率化や雇用等による労働力の確保を進めることに加え、農産物の加工や直販、観光農園などの農業に関連する事業の展開を支援し、生産性や収益性の向上を図る。また、経営熟度に応じ、6次産業化や法人化等への支援により、マーケットの変化や変容に対応し得るビジネス感覚に優れた農業経営体を育成する。

このような農業経営体が自ら掲げた農業経営改善計画や青年等就農計画の達成に向け、計画的に農業経営の改善を進めようとする際の農用地の利用集積のほか、農業経営の基盤強化を促進するための措置を講ずるため、本市は、農業委員会、農業協同組合や農林事務所及びその他の農業関係団体等で構成する「静岡市担い手育成総合支援協議会」を設置する。

加えて、今後の農業就業人口の減少に対応するため、意欲あるこれらの農業経営体を、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業

を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」という。）に担い手として位置付け、地域計画を策定する。

特に、農用地の利用集積を進めるにあたっては、地域計画の達成に資するために、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進するほか、地域での話し合いを進めるにあたっては、認定農業者の育成、集落営農の組織化、法人化の推進等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

6 企業等の農業参入支援

地域活性化や農用地の有効利用を図るため、地域農業との調和の下、企業等の農業参入を支援し、地域の新たな担い手としての育成を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、管理の方法、農業従事の態様等

に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、主要な営農類型を示すと次のとおりである。

- (1) 本市は、気候的・地形的条件により多様な農業経営が営まれているが、そのうち、代表的な農業経営種目について経営モデルを提示した。
- (2) 経営モデルは、家族経営（従事者2人）を基本に必要なに応じて雇用者を加えた。
- (3) このほか、経営の規模及び形態に応じた法人会計の導入や、雇用を前提とした就業条件及び労働環境の整備、作業のマニュアル化等に取り組むものとする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (自園自製自販 +買葉)	茶 300a	製茶機械 仕上げ茶機械施設 製茶工場 販売店舗 倉庫 防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 動力噴霧器 モノレール トラック バックフォー	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

<p>茶 (生葉・共同工場)</p>	<p>茶 500a</p>	<p>倉庫 防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 動力噴霧器 モノレール トラック バックフォー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
<p>茶(生葉・共同) + 柑橘</p>	<p>茶 300a 柑橘 100a</p>	<p>防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 動力噴霧機 モノレール トラック バックフォー 貯蔵庫 フォークリフト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保

<p>茶（生葉・共同） ＋その他 （野菜・筍・自然薯・花木・椎茸等）</p>	<p>茶 300a その他 100a</p>	<p>防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 動力噴霧機 モノレール トラック バックフォア その他作物に必要な施設・機械</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
<p>柑橘（温州）</p>	<p>柑橘 400a</p>	<p>S S（スピードスプレーヤー） 動力噴霧機 貯蔵庫 フォークリフト モノレール トラック バックフォア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
<p>柑橘 （温州＋その他中晩柑等）</p>	<p>柑橘（温州） 300a その他 100a</p>	<p>S S（スピードスプレーヤー） 動力噴霧機 貯蔵庫 フォークリフト モノレール トラック バックフォア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
<p>柑橘 ＋その他 ※その他 落葉果樹 茶 花木 野菜</p>	<p>柑橘 300a その他 100a</p>	<p>S S（スピードスプレーヤー） 動力噴霧機 貯蔵庫 フォークリフト モノレール トラック バックフォア その他作物に必要な施設・機械</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保

落葉果樹 複合	落葉果樹 150a	S S (スピードスプレーヤー) 動力噴霧機 果樹棚 防鳥ネット 作業場 (出荷調整等) 貯蔵庫 冷蔵庫 販売店舗 フォークリフト モノレール トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
施設野菜 イチゴ	イチゴ 40a	ビニールハウス イチゴ高設栽培システム 暖房機 循環扇 炭酸ガス発生機 動力噴霧機 作業場 (出荷調整等) 予冷庫 育苗施設 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
施設野菜 イチゴ (観光いちご狩り)	イチゴ 100a	ビニールハウス (石垣) 自動灌水施設 販売店舗 加工施設 予冷庫 育苗施設 動力噴霧機 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

<p>施設野菜 イチゴ +その他 (枝豆・野菜 全般等)</p>	<p>イチゴ 30a その他 20a</p>	<p>ビニールハウス イチゴ高設栽培システム 暖房機 循環扇 炭酸ガス発生機 作業場 (出荷調整等) 予冷库 育苗施設 動力噴霧機 トラック その他作物に必要な施設・機械</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
<p>施設野菜 トマト</p>	<p>トマト 40a 2作 (延べ80a)</p>	<p>硬質フィルムハウス (本圃) ビニールハウス (育苗) 自動灌水施設 暖房機 作業場 (出荷調整等) 予冷库 耕耘機 動力噴霧機 トラック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
<p>施設野菜 トマト +その他 (枝豆・ナス等)</p>	<p>トマト 40a その他 (後作) (延べ120a)</p>	<p>硬質フィルムハウス (本圃) ビニールハウス (育苗) 自動灌水施設 暖房機 作業場 (出荷調整等) 予冷库 耕耘機 動力噴霧機 トラック その他作物に必要な施設・機械</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

施設野菜 枝豆	枝豆 50a 3作 (延べ150a)	硬質フィルムハウス(本圃) ビニールハウス(育苗) 自動灌水施設 暖房機 予冷庫 暖房機 作業場(出荷調整等) 耕耘機 動力噴霧機 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
施設野菜 葉ネギ	葉ネギ 40a 4作 (延べ160a)	ビニールハウス(本圃) 自動灌水施設 作業場(出荷調整等) 予冷庫 耕耘機 動力噴霧機 ネギ皮剥き機 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
施設野菜 葉生姜 +その他 ※その他 葉ネギ 野菜全般	葉生姜 40a その他(後作) (延べ120a)	ビニールハウス(本圃) 自動灌水施設 作業場(出荷調整等) 予冷庫 耕耘機 動力噴霧機 葉生姜洗浄機 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
施設野菜 野菜全般	野菜全般 40a (延べ120a)	ビニールハウス(本圃) ビニールハウス(育苗) 自動灌水施設 耕耘機 動力噴霧機 販売施設 作業場(出荷調整等) 予冷庫 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

施設花き バラ	バラ 40a	硬質フィルムハウス ロックウール栽培施設 暖房機 ヒートポンプ 作業場（出荷調整等） 予冷庫 動力噴霧機 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
施設花き オンシジューム	オンシジューム 40a	硬質フィルムハウス 自動灌水施設 暖房機 作業場（出荷調整等） 動力噴霧機 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
施設花き トルコキキョウ	トルコキキョウ 40a	ビニールハウス 自動灌水施設 暖房機 耕耘機 作業場（出荷調整等） 動力噴霧機 冷蔵庫 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
水稲 水稲（出作）	水稲 1000a <1000a> 露地野菜 50a （裏作）	田植え機 トラクター コンバイン 乾燥機 籾摺り機 色彩選別機 播種機 育苗機 管理機 動力噴霧機 低温貯蔵庫 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保

ワサビ	ワサビ 50a	畳石式わさび田 パイプビニールハウス（育苗） 送水用ポンプ一式 モノレール 運搬機 耕耘機 動力噴霧機 冷蔵庫 保冷库 加工施設 販売店舗 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
ワサビ + 茶(生葉・共同)	ワサビ 30a 茶 100a	畳石式わさび田 パイプビニールハウス（育苗） 送水用ポンプ一式 モノレール 運搬機 耕耘機 動力噴霧機 冷蔵庫 保冷库 加工施設 販売店舗 トラック その他茶に必要な施設・機械	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

<p>椎茸 菌床栽培</p>	<p>栽培培地数 12万袋</p>	<p>発生舎 養生舎 栽培棚台車 詰込機 攪拌機 コンベアー 空調機 冷凍機 冷蔵庫 包装機 フォークリフト 作業場（出荷調整等） トラック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
<p>椎茸 ホダ木栽培</p>	<p>ホダ木 55,000本</p>	<p>植菌機 植菌室 発生舎 養生舎 空調機 冷水機 包装機 フォークリフト 作業場（出荷調整等） トラック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
<p>肉用牛 +茶</p>	<p>飼養頭数 110頭 茶 100a</p>	<p>肥育舎 堆肥舎 飼料庫 糞尿処理施設 混合乾燥機 シャベルローダー ロールベアラ フォークリフト トラック その他茶に必要な施設・機械</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

養鶏 採卵鶏	飼育頭羽数 7,500羽	成鶏舎 育成舎 自動給餌機 鶏糞処理場 洗卵選別機 ショベルローダー フォークリフト 配送車 トラック 販売施設	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
養豚 (子取り型)	母豚 85頭 飼養頭数 850頭	肥育舎 分娩舎 子豚舎 種豚舎 堆肥舎 飼料庫 糞尿処理施設 混合乾燥機 シャベルローダー フォークリフト トラック バックホー	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
養蜂	蜂群 50群	巣箱 巣枠 遠心分離機 一斗缶 貯蔵タンク 加温装置 ろ過装置 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保

※「GAPの実践」…認証取得の有無に限らずGAP（適正な農業）の実践に取り組むことを指す。

第3 農業経営の規模、生産方式、管理の方法、農業従事の態様等

に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等 が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として主要な営農類型を示すと次のとおりである。

- (1) 本市は、気候的・地形的条件により多様な農業経営が営まれているが、そのうち、代表的な農業経営種目について経営モデルを提示した。
- (2) 経営モデルは、家族経営（従事者2人）を基本に必要なに応じて雇用者を加えた。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶（生葉生産） ＋その他 ※その他 野菜 筍 自然薯 花木（しきみ） 椎茸（ほだ木）	茶 150a その他 50a	防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 動力噴霧機 モノレール トラック 小型バックホー その他作物に必要な施設・機械	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践	・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

<p>茶（生葉生産） +ワサビ</p>	<p>茶 150a ワサビ 15a</p>	<p>防霜ファン 乗用型摘採機 可搬式摘採機 肥料散布機 両刃裾刈機 アルミブリッジ せん枝機 深耕機・中耕機 動力噴霧機 モノレール 送水用ポンプ一式 保冷库 トラック 小型バックフォー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
<p>ワサビ</p>	<p>ワサビ 40a</p>	<p>畳石式わさび田 パイプビニールハウス（育苗） 送水用ポンプ一式 モノレール 運搬機 耕耘機 動力噴霧機 冷蔵庫 保冷库 加工施設 トラック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・顧客管理 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
<p>自然薯</p>	<p>自然薯 40a</p>	<p>動力噴霧器 トラクター 管理機 アルミブリッジ 自然薯管理機械一式 油圧ダンプ 冷蔵庫 ハウス型倉庫 3 t ダンプ 小型バックフォー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

柑橘	柑橘 150a	SS (スピードスプレーヤー) 動力噴霧機 貯蔵庫 フォークリフト モノラック トラック 小型バックフォー 作業小屋	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
柑橘 +その他 ※その他 落葉果樹 花木 (しきみ) 野菜	柑橘 100a その他 50a	SS (スピードスプレーヤー) 動力噴霧機 貯蔵庫 フォークリフト モノラック トラック 小型バックフォー 作業小屋 その他作物に必要な施設・機械	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
施設野菜 イチゴ	イチゴ 20a	ビニールハウス イチゴ高設栽培システム 暖房機 循環扇 炭酸ガス発生機 動力噴霧機 作業場 (出荷調整等) 予冷庫 育苗施設 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保

<p>施設野菜 イチゴ +その他 (枝豆・花 き・野菜全般)</p>	<p>イチゴ 10a その他 10a</p>	<p>ビニールハウス イチゴ高設栽培システム 暖房機 循環扇 炭酸ガス発生機 予冷庫 育苗施設 作業場 (出荷調整等) 動力噴霧機 トラック その他作物に必要な施設・機械</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
<p>施設野菜 トマト</p>	<p>トマト 20a 2作 (延べ 40a)</p>	<p>硬質フィルムハウス (本圃) ビニールハウス (育苗) 自動灌水施設 暖房機 予冷庫 耕運機 動力噴霧機 作業場 (出荷調整等) トラック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保
<p>施設野菜 トマト +その他 (枝豆・ナス 等)</p>	<p>トマト 20a その他 (後作) (延べ 60a)</p>	<p>硬質フィルムハウス (本圃) ビニールハウス (育苗) 自動灌水施設 暖房機 予冷庫 耕運機 動力噴霧機 作業場 (出荷調整等) トラック その他作物に必要な施設・機械</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・家計と経営の 分離 ・作業日誌の記帳 ・GAP の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用の確保

施設野菜 枝豆	枝豆 30a 3作 (延べ90a)	硬質フィルムハウス（本圃） ビニールハウス（育苗） 自動灌水施設 暖房機 予冷庫 暖房機 作業場（出荷調整等） 予冷庫 耕耘機 動力噴霧機 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
露地野菜	野菜全般 100a	トラクター 管理機 マルチャー 草刈機 動力噴霧機 冷蔵庫 作業場（出荷調整等） トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・家計と経営の分離 ・作業日誌の記帳 ・GAPの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保

※「GAPの実践」…認証取得の有無に限らずGAP（適正な農業）の実践に取り組むことを指す。

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の確保及び育成すべき「農業を担う者」とは、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者、青年等就農計画の認定によらず就農した新規就農者、及び認定農業者を志す者である認定志向農業者（以下「認定志向農業者」という。）とし、認定農業者については、農業経営改善計画の達成を支援するとともに、農業経営改善計画の達成状況を考慮して認定期間終了に伴う再認定を推進し、認定新規就農者については、認定期間満了後の認定農業者への移行を促す。また、認定志向農業者については、農業経営改善計画の策定及び認定に向け必要な支援を行う。

このほか、市場に農産物の供給を行う年間農業収入 50 万円以上の販売農家（以下「中堅農業者」という。）や、農業経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者、新たに農業経営を営もうとする青年等、仕事と農業を半分ずつ行う「半農半X」についても「農業を担う者」として位置付けることで、意欲ある担い手の確保に取り組む。

なお、「農業を担う者」の農業経営を支援するため、法第 17 条第 1 項に定める農業経営基盤強化促進事業や、その他の措置を総合的に実施する。

- (1) 生産性の向上と労働環境の改善を図るための基盤整備事業を推進するとともに、基盤整備事業実施地区での土地利用の効率化を図るため、農地中間管理事業の積極的な活用による利用集積、作付促進を土地改良組織や所有者との話し合いを通じて進める。
また、基盤整備事業の受益地域以外においても、その地域の固有の農業経営を発展させるため、農用地の利用集積を進めるとともに、生産性の高い作目や栽培方式、スマート農業のほか、施設等の導入検討、労働条件の改善のための取り組みを支援する。
- (2) 他産業と均衡する所得、労働時間を確保できる効率的かつ安定的な農業経営体の育成にあたり、農業経営改善計画の普及や、農業経営に関する規模の設定、資本装備の在り方への指導・助言、経営改善研修への参加推進等により適切な経営形態への移行を進める。また、経営分析による経営の合理化や、労働時間及び休日等の就業条件並びに役割分担の明確化を推進する。
- (3) 経営体の委託を受けて農作業を行うサービス事業体や地域の農用地を一括管理する特定農業法人、特定農業団体の育成等による、地域営農システムの導入についても検討していく。
- (4) 農業経営や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化の担い手として

も大きく期待されている女性の視点を生かした収益性の高い農業経営を育成するため、家族経営協定の締結による役割分担の明確化、農業経営改善計画の共同申請や女性の農業経営者の育成を促進する。

- (5) 自然災害による収量減や市場価格の下落等に対する備えを万全にするため、農業保険等の加入を促進する。また、農業者が事業継続に影響を与えるようなリスクに確実に対処し、被害を最小限に止め、事業を継続することができるよう、関係機関と連携した支援を行う。
- (6) 効率的かつ安定的な農業経営の内容に応じて、雇用による労働力の確保や法人化により経営継承される持続的な経営への誘導、6次産業化を推進し、独自の経営戦略に基づき企業的な経営を展開するビジネス感覚に優れた経営体への発展を積極的に推進する。また、経営においてはIT技術を活用して生産管理の効率化や消費者ニーズに沿った販売戦略等を展開するDX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みについても検討していく。
- (7) 中山間地域等育成すべき経営体の確保が当面困難な地域においては、その実態に即して農作業受託組織や定年帰農者等も参画した集落営農組織、企業等の多様な担い手の確保・育成も検討していく。
- (8) 農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施するために、小規模兼業農家、農地を有する非農家等を交え、法並びにその他関連諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編成の意義について理解と協力を求めるとともに、地域において、各層の農業者が共存していくための方策についても、併せて考慮するものとする。
- (9) 担い手不在地域へ新たな担い手を確保するため、静岡県農業法人誘致推進連絡会に参画し、農業法人等の誘致活動に積極的に取り組む。

2 新たに農業を営もうとする青年等の育成の考え方

意欲ある担い手を確保・育成し、将来に亘って生き生きと輝く産地づくりを押し進める上で、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保及び育成は喫緊の課題であり、認定農業者と同様に農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的で将来的に持続可能な農業経営体へと誘導していく必要がある。

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成のため、本市は、農業委員会、

農業協同組合や農林事務所及びその他の農業関係団体等で構成する「静岡市担い手育成総合支援協議会」において、青年等就農計画の作成支援や認定審査、その他の支援措置を総合的に推進する。

- (2) 独立自営就農を目指す者を支援するため、受入農家、農業協同組合、農業委員会、県農林事務所、市等で構成する地域受入連絡会において、長期の技術習得研修を実施するほか、市が管理する研修ほ場において、栽培指導をはじめとする新規就農に向けた知識・技術の習得のための実践的な研修を実施する。
- (3) 「農業を担う者」として位置付けられた認定新規就農者や新たに農業経営を営もうとする青年等を育成する場合は、必要に応じて地域計画の修正等の措置を講じる。
- (4) 農業経営と農業生産のプロフェッショナルを養成するため、生産技術や経営管理、先端技術を活用したスマート農業、加工品の開発・販売や、マーケティングなどの実践的な教育を行う農林環境専門職大学及び同短期大学部との連携や、農業法人等と求職者のマッチング支援についても検討していく。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は「農業を担う者」の確保及び育成にあたって、県や農林事務所、農業委員会、農業協同組合、県農業経営・就農支援センター、県青年農業者等育成拠点等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施や、農地の確保に向けた情報収集のほか、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 農業委員会、県農業会議は「農業を担う者」に対して農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、紹介等を行う。
- (2) 地域計画の作成区域においては「農業を担う者」を受け入れるため意識の醸成を行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、静岡県農業振興公社が扱う「がんばる新農業人支援事業」の就農希望者の研修受入組織である地域受入連絡会や市内両農業協同組合等と連携して、地域の主要な作付け品目に応じた就農希望者の受入体制や研修内容、就農後の農業経営等の就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、県や県農業経営・就農支援センターに情報

提供する。

また、農業経営の次世代への継承を支援するため、農業協同組合等と連携を図り、支援を行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用 の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用 に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項

本市における、認定農業者及び認定新規就農者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
55%	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者のほか、農業を担う者に対する農用地の集約を進めるため、地域における話合いに基づき、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組むことで、分散錯圃の解消を目指す。

また、将来的に担い手の不足が危惧される地域においては、新規就農の促進や経営規模の拡大を目指すビジネス経営体等の誘致の可能性について検討する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、県が策定した「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営強化促進事業の実施に関する事項」に定められた方向に即しつつ、本市の農業の特色である施設型集約農業、樹園地集約農業及びそれら複合経営の展開や、兼業化の進行などの状況を考慮して、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとし、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業に関する事項
- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な担い手の育成及び確保を促進する事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保に関する事業
- ⑧ 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の促進
- ⑨ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

また、令和元年度の農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されたことを受け、農地利用集積円滑化事業の満期を迎える農地については、農地中間管理事業への切替えを図るとともに、農地中間管理機構、農業委員会、県農林事務所、及び農業協同組合とも十分に連携を図って農地中間管理事業の推進を図る。

併せて、利用権設定等促進事業については、効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地利用の集積を推進するため、地域全体の農業の発展が図られるよう適切に運用するとともに、利用権満期更新となる農地については、農地中間管理機構、農業委員会、県農林事務所、及び農業協同組合等と連携し、地権者や担い手の理解のもと、農地中間管理事業への切替えを推進する。

なお、市域を大きく分類した際の各地域の農業経営基盤強化促進事業の方針は下記のとおりである。

- (ア) 南部海岸・都市近郊地域においては、都市化の進展により安定的に農地を確保することが困難となっているため、農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の確保と、効率的かつ安定的な農業経営を志す経営体への農用地利用促進のため、農地中

間管理事業及び利用権設定等促進事業による利用権の確保、あるいは交換分合による所有権の移動に努める。

また、施設型集約農業の一層の効率化・安定化を図るため、省力化技術の開発及び普及並びに多投資型経営によるコスト軽減のための経営指導、融資制度、その他負担軽減施策の導入を図る。

- (イ) 中部山沿地域においては、急傾斜農地改善による優良農地の確保のための基盤整備事業の実施並びに計画・構想が進んでいる。こうした事業による整備農地についてはより一層の効率的農地利用が必要であり、利用関係の一体的管理のために農地中間管理事業の推進を図り、効率的かつ安定的な農業経営を志す経営体への利用を促進する。

一方、既存の傾斜地農地にあっても、本市の中核をなす農業経営の基盤であり、農地流動化、小規模基盤整備、農作業道等の整備により、担い手農家への集積を進め、効率的かつ安定的な農業経営の確立を図る。

- (ウ) 北部山間地域は、茶、ワサビ等限られた地形条件を活用した営農が行われている一方で、立地的・環境的に見ても生産条件としては厳しい面があるが、機械施設の導入や加工販売施設等の整備にあたっては、周辺の自然環境を活かすほか、共同製茶組織の再編整備と連携して地域内の茶業経営形態に応じた茶園の効率的利用を進める。

1 地域計画推進事業に関する事項

- (1) 農業者等による協議の場の設置の方法

農業者等による協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期に配慮した形で設定することとし、その開催にあたっては様々な機会を通じて周知を図る。

参加者は、農業者をはじめとして市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、部農会、土地改良区、県農林事務所、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

また、協議の場に関する問い合わせ等の窓口は経済局農林水産部農業政策課に置く。

- (2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業協同組合の旧支店単位の区域を基に、農業振興地域内の農用地が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用を見込むことができず、農用地として維持

することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他地域計画推進事業に関する事項

地域計画の策定にあたり、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条に基づき、農用地利用集積計画に関する経過措置の期間中は、以下のとおり農用地利用集積計画を定め、公告することができるものとする。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格化法人にあつては、常時従事たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するための利用権の設定を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に使用して耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）と

して利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合または農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構または独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構または独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 3 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 名以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定を受ける場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利

用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（または移転）される利用権の存続期間（または残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件及び移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定を受ける者（地方公共団体を除く。）から改正前の農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積の定めるところにより設定（または移転）された利用権の存続期間（または残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日30日前までに当該利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（または移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者または利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部または一部をその区域の全部または一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（または移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合または土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者または利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作または養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定を受ける者の氏名または名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権または使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者が②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名または名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(または移転の時期)、存続期間(または残存期間)、借賃及びその支払方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(または移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法、その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定するものである場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借または使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借または使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、改正前の農地法第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量等、その者が賃貸借または使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借または使用貸借を解除し、撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者
 - (イ) 現状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地についての利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定または移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、または(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を市掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）または所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用しなければならない。

(12) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（改正前の農地法施行規則第60条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃または対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方または双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規程による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(改正前の法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
- ア その者が、その農用地において行う耕作または養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権または使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
- ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借または使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画の該当部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市掲示板への掲示により公告する。
- ④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消があった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認められるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、静岡県農業振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 市は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理機構である静岡県農業振興公社との連携の下に、農地中間管理事業の実施を推進する。
- (2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有、再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進

生産性の向上、ほ場の効率的活用を推進するため、基盤整備事業の導入によるほ場の大型化を推進する。また、集団化した農用地の利用条件の改善を図るため、集落段階での土地利用調整を推進する。さらに、換地を契機とした利用権の設定、地域計画の策定や農地中間管理事業等を要件とした基盤整備事業、農作業受託の総合的推進等により、地域の農業の担い手に対する農用地の利用集積を推進する。

5 農用地利用改善事業に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等で組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第 6 号-1 の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市掲示板へに提示し公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の 1 ①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地域内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について、農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体

(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか次の事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について、農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、同様に特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林事務所、農業委員会、及び農業協同組合が指導、助言を求めてきたときは、静岡市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的、重点的な支援、協力が行われるように努める。

6 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組の推進
- ウ 効率的な農作業の受託を行う生産組織または大規模農家の育成
- エ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- オ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受委託の組織的な促進措置と連携の強化
- カ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分的な農作業の受委託から全面農作業受委託、さらには利用権設定への移行の促進
- キ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を

通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受託の促進に努めるものとする。

7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、関係団体と協調して経営改善窓口の設置、経営改善研修会の参加推進、先進的経営体への現場研修の斡旋等を体系的に行い、経営改善計画の作成及び目標達成のための支援を実施する。

また、農作業の効率化を図るため、スマート農業や経営多角化、IPM（総合的病害虫・雑草管理）・GAP（農業生産工程管理・適正な農業）等の取組、雇用労働力の確保を安定的に行うための体制や、環境に配慮した農業経営について検討するものとする。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

本市は第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくために、関係機関等との連携のもと、以下の取り組みを重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

ア 受入環境の整備

県農業経営・就農支援センター、青年農業者等育成拠点（公益社団法人静岡県農業振興公社）や県農林事務所、農業協同組合、市移住関係部署などと連携しながら、市内外のイベントやホームページ等の活用により、就農希望者に対して市内での就農に向けた情報の提供を行う。

また、就農希望者の技術習得支援のための静岡県立農業環境専門職大学との情報共有についても検討していく。

イ 中長期的な取り組み

生産者との交流、農業体験などを通し、農業が青年等の職業選択肢の一つとなるような啓発活動を充実させる。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組み

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

県農林事務所、農業委員、農業協同組合等と連携、協力して、巡回指導、面接の実施により当該青年等の営農状況の把握に努め、支援を効率的かつ適切に行う仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

就農初期段階の新規就農者が地域内で孤立することがないように、地域計画の策定・見直しの話合いを通じ、地域全体でサポートしながら、地域農業の担い手と

して育成する地域体制を強化する。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、経営力を高め確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、県農業経営・就農支援センター、青年農業者等育成拠点（公益社団法人静岡県農業振興公社）、技術や経営ノウハウの取得、就農後の営農指導やフォローアップについては、農業協同組合や認定農業者等、農地の確保については、農業委員会や農地中間管理機構等が役割を分担しながら各種の取り組みを進める。

9 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から7に掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、急峻な山間傾斜地農地の改善のために進めている基盤整備事業の実施及び計画に関して、竣工後の農地の効率的かつ安定的な利用を図るため、関係機関、受益組織と連絡調整を図るものとする。

イ 本市の農道整備は、中部山沿地域や山間地において整備が遅れている。このため、地域の実情にあわせながら、基幹道路から支線道路に至るまで農地の有機的な連絡整備を図るとともに、効果的な農道網の整備を実施する。特に、傾斜地の樹園地については、農道整備及び補完する単軌道運搬施設の導入を図るとともに適地については、農地造成及び園地の再整備等の基盤整備を実施する。

ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

エ 本市は、農業振興地域整備計画の策定及び管理に関しては、農用地区域の効率的かつ安定的な農業利用を図るために当該基本構想と調整を行うものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

本市は、農業委員会、県農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、県農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経

営基盤強化の促進方策について検討するとともに、この検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現施策等について、各関係機関、団体との調整を図るものとする。また、この結果を踏まえて、年度別実施計画（アクションプログラム）の策定においては、当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって、効率的かつ安定的な経営の育成と農用地の効率的利用を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、静岡市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、旧静岡市基本構想（平成7年2月28日施行、平成12年7月25日一部改正施行）並びに旧清水市基本構想（平成7年3月6日施行、平成12年3月31日一部改正施行）を改正し平成15年11月7日から施行する。
- 2 この基本構想を改正し平成18年5月22日から施行する。
- 3 この基本構想を改正し平成19年2月1日から施行する。
- 4 この基本構想を改正し平成22年6月11日から施行する。
- 5 この基本構想を改正し平成26年10月1日から施行する。
- 6 この基本構想を改正し令和4年3月31日から施行する。
- 7 この基本構想を改正し令和5年9月29日から施行する。

別紙 1 (第 6 の 2 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前の法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行なうものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用または公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接または間接の構成員の行なう農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）または畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- ・対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、改正前の法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
- ・対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

(2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行なう農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）または生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行なうものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行なう事業に供する場合に限る。）

- ・対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。
- ・対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

(3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人または農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- ・対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2 (第 6 の 2 (2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。)の設定または移転を受ける場合

①存続期間(または残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行なう場合は、開発してその効用を發揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適当と認められる一定期間)以上とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合その他事情がある場合には3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 存続期間は、移転される利用期間の残存期間とする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行す</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(または移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目の如何を問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事</p>

<p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（または移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（または残存期間）の中途において解約する場合は、当該利用権の当事者の合意に基づくものとする。</p>	<p>合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>るものとする。</p>	<p>業の実施により利用権の設定（または移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額またはその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額または増価額とする旨を定めるものとする。</p>
--	--	----------------	--

II 混牧林地または農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

①存続期間（または残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益または負担の程度等を総合的に勘案して算定する。	Iの③に同じ	Iの④に同じ

	<p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>		
--	--	--	--

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①と同じ	<p>1. 作目等毎に、農業経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者または農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行なう取引その他特殊な事情の下で行なわれる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、または所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱については、農業者年金の定めるところによる。</p>